

広島県告示第五百十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成十九年五月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 区域

廿日市市

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
平成一九年六月一日	午前二時～午後二時三〇分	廿日市市役所宮島支所
平成一九年六月二日	午前二時三〇分～午後三時	廿日市市役所大野支所
平成一九年六月三日	午前二時～午後〇時	
平成一九年六月四日	午後一時三〇分～午後三時	津田公民館
平成一九年六月八日	午前二時三〇分～午後〇時	友和公民館
	午後一時三〇分～午後三時	宮内公民館
平成一九年六月九日	午前二時～午後三時	地御前公民館
平成一九年六月二〇日	午前二時～午後三時	中央公民館
平成一九年六月二一日	午前二時～午後三時	

四 所在場所における定期検査（ひょう量1トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実施期日	実施場所
平成一九年六月一日～ 平成一九年八月一日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

社団法人 広島県計量協会